

## 第869回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成27年8月7日(金) 午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長

### 4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第868回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第869回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 5 議事

第1号議案 職員の人事について

第4号議案 平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の新採択について

第5号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

委 員 長 5 議事の第1号議案, 第4号議案及び第5号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。  
なお, 秘密会とする第1号議案については, 本日速やかに処理する必要があるため, 先に第1号議案を審議することとし, 残る案件は, 8の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

### 9 議事

第2号議案 平成27年度政策評価・施策評価について

第3号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

委 員 長 第2号議案及び第3号議案については, 関連があることから, 一括して説明を受けることとし, 質疑はその後に行うこととする。

(説明者: 教育長)

第2号議案について, 御説明申し上げます。

資料は, 9ページから14ページ及び参考資料1から4となる。

はじめに, 参考資料1の1ページを御覧願いたい。

1の「趣旨」であるが, 県の「行政活動の評価に関する条例」第13条の規定により, 教育委員会はその所掌に係る政策, 施策及び事業について, 知事が行う評価に準じて評価を行うこととされており, この度, この条例に基づき, 平成26年度における宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の2つの長期計画に

係る政策・施策及び事業について、参考資料2の評価結果一覧に記載している目標指標の達成度などに基づいて政策評価・施策評価を実施した。

次に、2の「政策評価・施策評価の方法について」であるが、評価に当たっては、知事部局と同様に教育委員会内の各担当課室において、平成26年度事業の評価を行い、これを基に、政策・施策の自己評価を行った。また、県が行った自己評価については、外部有識者で構成される「宮城県行政評価委員会」の審議を経て、7月23日に参考資料3のとおり答申を受けたところであり、今回、行政評価委員会の意見を反映した県教育委員会としての最終的な評価結果の案を、第2号議案資料の別紙のとおり取りまとめたところである。

なお、参考資料4には施策ごとの目標指標の推移をまとめており、対前年の実績値増減を矢印で示している。

次に、3の「政策評価・施策評価の結果について」であるが、参考資料2を御覧願いたい。上の表が「宮城の将来ビジョン」に係る評価結果、下の表が「宮城県震災復興計画」に係る評価結果である。

政策評価については、教育庁が評価を担当する「宮城の将来ビジョン」の政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」と、「宮城県震災復興計画」の政策6「安心して学べる教育環境の確保」の2つの政策とも、昨年度と同様、「概ね順調」と評価している。

次に、施策評価については、教育庁が評価を担当する8つの施策のうち、施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」と施策16「豊かな心と健やかな体の育成」の2つの施策が「やや遅れている」、その他の6つの施策が「概ね順調」と評価しており、昨年度の評価と同様の結果となっている。

なお、行政評価委員会からの答申については、「評価の理由」に一部不十分な点が見られるとの意見が付されたものもあったが、政策・施策ともに評価は「適切」又は「概ね適切」と判断されており、県の自己評価の結果は妥当であるとの判定を受けている。

この評価結果については、本日の教育委員会で決定された後、震災復興・企画部において、知事ほか、他の実施機関の評価結果と合わせて評価書にまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会に提出される予定となっている。

最後に、参考資料1の2ページを御覧願いたい。

4の「宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の今後の推進に当たって」であるが、今回の結果により示された課題等を踏まえて、「志教育」の一層の推進に取り組むほか、確かな学力の定着や体力・運動能力の向上に取り組み、宮城の将来を担う人材の育成を図ってまいる。また、子どもたちの基本的生活習慣の定着促進や防災教育をはじめとした学校安全教育の系統的な実施等に取り組む、学校・家庭・地域の協働による教育を推進してまいる。

さらに、学校施設等の復旧・再建や児童生徒の心のケア、不登校等の問題を解決するための生徒指導体制・教育相談体制の充実を図り、児童生徒等が安心して学べる教育環境の整備を推進していくほか、県民が豊かな生活を送るための生涯学習・文化・スポーツ活動の推進に取り組んでまいる。

なお、詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

#### (説明者：教育企画室長)

引き続き、第2号議案について御説明申し上げます。

はじめに、「宮城の将来ビジョン」の評価について御説明申し上げます。

資料10ページを御覧願いたい。

はじめに、施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」については、目標指標の「朝食を欠食する児童の割合」が、前年度に比べて改善し、全国平均よりも低い割合となっているものの、目標値を下回っていることなどから、施策全体として「やや遅れている」と評価している。今後は、子どもの基本的生活習慣の定着促進に向け、企業や団体、マスメディアとも連携しながら、「ルルブル」の取組を一層推進していくほか、企業や大学等に「みやぎ教育応援団」への登録を働きかけてまいる。

なお、参考資料3に記載のとおり、行政評価委員会から「実績値が把握されなかった目標指標については、補完するデータを速やかに把握するとともに、国の調査に代わる客観的な指標を検討し、適切な評価や課題

の把握につなげることが望まれる」との意見が付されたことから、評価の理由の「①目標指標等」欄の下線部に記載のとおり、早寝・早起きに関する指標については、今年度、当該指標に係る臨時調査を実施するとともに、来年度以降は県独自に実施している「宮城県学力・学習状況調査」に追加する予定であることを追記した。

あわせて、行政評価委員会から「スマートフォンをはじめとする情報通信端末の過度な使用がもたらす問題点や危険性等については踏み込んだ対策が求められており、より具体的な課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、「対応方針」欄の下線部に記載のとおり、今月開催予定の「小・中・高校生スマホ・フォーラム」の内容とその後の取組について追記している。

以下、行政評価委員会からの意見を踏まえて追記した部分については、下線を記載している。

続いて、施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」については、小・中学生の学習状況や高校生の進路状況、新たに設定した目標指標の達成状況が概ね良好であったことなどから、「概ね順調」と評価しているが、「全国平均正答率とのかい離」が小・中学校ともに前年度に比べて改善したものの、全国平均には届かず、目標指標の達成状況も低い水準にとどまっていることから、今後は、県独自の「宮城県学力・学習状況調査」の継続実施や教員の教科指導力の向上、被災地における学習支援等により、引き続き主体的な学習習慣と確かな学力の定着に取り組んでまいらる。

次に、資料11ページを御覧願いたい。

施策16「豊かな心と健やかな体の育成」については、目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」が小・中・高校ともに目標に達しなかったほか、「不登校児童生徒の再登校率」や新たに設定した「児童生徒の体力・運動能力」に関する目標指標についても、それぞれ目標に達しなかったことなどから「やや遅れている」と評価している。今後は、スクールカウンセラー等の配置・派遣を継続するほか、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組の更なる充実に取り組んでいくとともに、制限された運動環境の中でも効果的に運動できる事例の周知や講習会等の充実、各学校における目標と取組の設定等により、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組んでまいらる。

施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、小・中・高校の「外部評価を実施する学校の割合」と「学校外の教育資源を活用している高校の割合」が目標を達成したほか、35人超学級や特別支援学校における狭隘化の解消、今年4月に開校した登米総合産業高校の開校準備を着実に進めることができたことなどから「概ね順調」と評価している。

次に、資料12ページを御覧願いたい。

施策15・16・17から構成される政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」については、施策16を「やや遅れている」と評価したものの、施策15と17については「概ね順調」と評価していることなどから、政策全体としては「概ね順調」と評価している。

次に、施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」が目標に達しなかったものの前年度実績を上回っており、「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」や新たに設定した「みやぎ県民大学講座における受講率」が目標を達成することができたことなどから「概ね順調」と評価している。

次に、「宮城県震災復興計画」の評価について御説明申し上げる。

資料13ページを御覧願いたい。

はじめに、施策1「安心・安全な学校教育の確保」については、目標指標の「災害復旧工事が完了した県立学校数」が被災校91校中87校で復旧工事が完了し、進捗率が95.6%に達しているほか、「防災に関する校内職員研修の実施率」が目標を達成するなど、3つの目標指標の達成状況が概ね良好であったことなどから、「概ね順調」と評価している。

施策2「家庭・地域の教育力の再構築」については、2つの目標指標とも目標を達成したほか、子育てサポーターの養成など地域全体で子どもを育てる体制づくりや地域と連携した防災体制の構築が着実に進んでいることなどから「概ね順調」と評価している。

次に、資料14ページを御覧願いたい。

施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、被災した県立社会教育施設・社会体育施設

の災害復旧工事が、津波により甚大な被害を受けた「松島自然の家」を除く全ての施設で完了するなど、2つの目標指標とも目標を達成したほか、生涯学習活動においても一定の成果が見られたことなどから「概ね順調」と評価している。

なお、行政評価委員会から「被災した施設の復旧や文化財の修理だけでなく、施策の方向に掲げる各種ソフト対策についても、課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、「対応方針」欄に、「東日本大震災アーカイブ宮城」の充実及び利活用、文化芸術の振興に向けた取組について、下線部のとおり追記している。

政策6「安心して学べる教育環境の確保」については、構成する3つの施策とも「概ね順調」と評価していることから、政策全体としても「概ね順調」と評価している。

以上が、第2号議案の概要である。

#### (説明者：教育長)

引き続き、第3号議案「宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について」御説明申し上げます。

資料は、15ページ及び別冊報告書、A3判の参考資料1と2となる。

資料15ページを御覧願いたい。

「宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について」であるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することとされている。

このたび、平成26年度における状況について、別冊のとおり「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書」を作成し、議会に報告するものである。

次に、参考資料1を御覧願いたい。

この資料は、「宮城県教育振興基本計画」と、第2号議案の政策評価・施策評価の対象となった「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との対応関係を示している。

御覧のとおり、中央の教育振興基本計画における「基本方向」と、右側の宮城の将来ビジョン、左側の震災復興計画における「施策」は互いに対応関係にあることから、点検・評価に当たっては、第2号議案で御説明した「政策評価・施策評価」と一体的に実施するとともに、点検・評価の客観性を担保するために、宮城県行政評価委員会から指摘された宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の「教育施策」に関する御意見等を踏まえながら、点検・評価を実施した。

次に、参考資料2を御覧願いたい。

この資料は、点検及び評価の結果案の一覧である。

資料の左側に記載の6つの基本方向のうち、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」を「やや遅れている」、その他の5つの基本方向を「概ね順調」と評価しており、昨年度の評価と同様の結果となっている。

また、資料の中央に記載の26の取組については、「概ね順調」が23件、「やや遅れている」が3件となっており、昨年度に比べて、「順調」及び「やや遅れている」がそれぞれ1件減り、「概ね順調」が2件増えている。

以上のことから総合的に判断し、「宮城県教育振興基本計画」の成果としては「概ね順調」と考えている。

なお、今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の再生・発展に向けて、宮城の将来ビジョンや宮城県震災復興計画との一体性に配慮しながら、各種教育施策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えている。詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

#### (説明者：教育企画室長)

それでは、引き続き、参考資料2を御覧願いたい。

「6つの基本方向」と「26の取組」の評価結果については、ただ今、教育長から説明したとおりであるが、私からは、「基本方向」と「取組」それぞれの評価の理由について御説明申し上げます。

はじめに、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」については、5つの取組とも「概ね順調」と評価し

たことから、基本方向1の全体の評価も「概ね順調」と評価している。このうち、取組2の「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」については、目標指標の「全国平均正答率とのかい離」が、小・中学生とも全国平均を下回り、達成度が「C」となっているが、小・中学生の学習状況や高校生の進路状況に関する目標指標の達成状況が概ね良好であったことなどから、総合的に判断して「概ね順調」と評価している。

次に、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が4件、「やや遅れている」が1件と評価したが、取組1「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」の目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」が小・中・高校いずれも達成率が低い状況にあり、本県の喫緊の課題である不登校対策の更なる充実を図っていく必要があることなどを総合的に勘案し、基本方向2の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向3「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」については、2つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向3の全体の評価も「概ね順調」と評価している。特に、取組1の「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、「特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数」と「特別支援教育研修の受講者数」が、児童生徒の状態の多様化や特別支援教育研修のニーズの高まり等により、前年度実績を大きく上回ったほか、狹隘化対策や（仮称）女川高等学園の開校準備を着実に進めることができたことなどから、「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」については、7つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向4の全体の評価も「概ね順調」と評価している。このうち、取組2の「開かれた学校づくりの推進」については、「学校評価研修会に参加する学校の割合」が前年度実績を下回ったものの、「外部評価を実施する学校の割合」が小・中・高校いずれも目標を達成しているほか、「学校外の教育資源を活用している高校の割合」が前年度に比べて大幅に改善されたことにより、目標を達成することができたことなどから、「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」については、3つの取組のうち、「概ね順調」が2件、「やや遅れている」が1件と評価しており、総合的に判断し、基本方向5の全体の評価を「概ね順調」と評価している。このうち、取組1の「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」については、新たに目標指標に設定した「目標とする数の子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合」が、各市町村の受講対象者に対して子育てサポーターリーダー養成講座の積極的な周知を図ったことにより、目標を達成することができたものの、「朝食を欠食する児童の割合」と「保育所入所待機児童数」の達成状況が低い水準にとどまっていることなどから、「やや遅れている」と評価した。

最後に、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」については、4つの取組のうち、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が1件と評価しており、総合的に判断し、基本方向6の全体の評価を「概ね順調」と評価している。このうち、取組3の「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、県内全圏域で「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」を開催し、体力向上や健康維持についての意識啓発や市町村間のコミュニティづくりが図られたほか、「総合型地域スポーツクラブ」の設置数が前年度より2つ多い45クラブになるなど、一定の成果が見られたが、目標指標の「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」が35市町村のうち22市町にとどまり、目標に達しなかったことなどから、「やや遅れている」と評価した。

なお、6つの基本方向と26の取組における、より具体的な「評価の理由」や「課題と対応方針」については、別冊報告書に記載のとおりである。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

伊 藤 委 員

2号議案と3号議案で重複する部分があるから、印象的な部分を発言させていただく。基本的に「やや遅れている」という部分であるが、私を感じたのは、早寝、早起き、朝ごはんというのは非常に大事であるという点、家庭での学習時間の問題についても、これまで議論されてきたとおりである。もう1点、授業が分かると答える割合については、分かれば楽しくなるし、楽しいからもっと知ろうとするということである。課題となっている不登校の在籍者の比率は、東日本大震災の影響も少なからずあると

思う。こうしたものについて、子ども達はこれからの日本を担う人達であり、幸いある程度の対応方針も示されているので、すぐに成果が表れるものではないと思うが、一步一步、地道に対応方針に沿って、積み重ねていくことでいずれ成果として表れてくるものであろう。

一点だけ伺いたい。教育振興基本計画の参考資料2の中で、「1 信頼され魅力ある教育環境づくり（高校教育課）」の項目が「概ね順調」となっている。「教員が学び続けるための体系的な研修の推進」は「概ね順調」となっているが、その中にB評価とA評価があり、10年経験者研修における受講者アンケートの平均評価点は、やや下がったという見方で良いのか。一方、専門研修（希望研修）の受講率は上がっており、それぞれの研修の内容と、AからBに平均評価点が下がった理由について伺いたい。

教職員課長

10年経験者研修が下がった理由については、地域と学校の連携の部分について、どうしても理論的な部分が多く、実践的な部分がなかなか分かりにくかったという所があるため、若干下がったものである。今後は、10年経験者のニーズなどをもう少し踏まえながら、対応してまいりたいと考えている。

佐竹委員

「6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」について、「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」が、35市町村中25市町村であったため、C評価ということであるが、これは震災とは何か関係があるのか。

スポーツ健康課長

関係ない。長い期間をかけて育成を図っている。まだ実施していない市町村があるということである。どのような課題があるのか、人的なネットワークなどを課題にあげながら、リーダーの研修会等を開催し、今後、更に設置について進めてまいりたい。

佐竹委員

実施していない市町村に対して、そうした研修会を開催して、啓蒙活動をするということか。

スポーツ健康課長

担当者が配置されている市町村もある。本格的に実施するためには大きな力が必要であるので、引き続き、地域スポーツ指導者を集めての研修会など開催してまいりたい。組織化にまで至っていないという市町村もある。

佐竹委員

組織化に向けてのケアリングやアドバイスを、現在も継続して行っているということと理解した。

教育長

組織化するためにはお金が必要で、一番の問題は財源確保であるが、県が補助する制度にはなっていない。

いずれ、総合型地域スポーツクラブは、独立していかなければならないため、会費制となることが求められている。しかし、地域の方々にとっては、会費を払ってまでスポーツクラブに参加するというのではなく、地域にスポーツクラブがあれば参加するという意識であるため、地域の方々の意識がまだ追いついていない現状にある。

我々としては、県内全ての市町村に設置したいと考えており、いろいろなアドバイスは行うが、なかなか広まっていけない事情の背景にはそうした理由もある。

知恵を絞って資金をどのように確保していくか、既に先行しているクラブもあるので良い実践事例を紹介してまいりたいと考えている。

佐竹委員

ぜひ、全市町村にできると良いと思う。スポーツクラブというのは、皆が集うことが一番である。スポーツが得意でも苦手でも関わらず、また応援することもスポーツである。地域活性化のため民間委託している所もあると聞いているので、孤立を防いで、市町村の皆の心が寄せられるような、一つのテーマになってもらえたらと良いと思う。

良い考えがあればどんどん伝えていただき、これが縁になれば素晴らしいと思う。

奈須野委員

不登校の問題が非常に大きい。高校生の不登校の在籍率が非常に上がっているが、これは中学校の時に不登校であった生徒が、高校に進学しても不登校となっているのか。

また、再登校率について、小学校、中学校に関してはデータがあるが、高校に関してはデータがない。データの無い理由について、例えば高校になると不登校の方が退学す

るといふこともあるのか伺いたい。

高校教育課長

高校生の不登校に関する状況であるが、前年の実績値から比べると「やや回復している」となっている。

御指摘のあった、小学校や中学校で不登校だった生徒が、不登校となっているのかどうかについて調査したところ、前年度までに不登校を経験した者の割合は、全日制課程では31%、定時制課程では76%の生徒が、不登校の経験があることが分かってきた。

中学校から高校に進学する中、生徒を取り巻く学習の環境や生活環境も大きく変わってくる。改めて心機一転ということで、高校に入学したにも関わらず、数ヶ月後には学校生活をスタートできないという生徒が、相当いるのではないかと考え、高等学校においては、中学校との連携を密にすることとして、高校入試後の3月末から4月上旬にかけて、昨年からかなり強化して、中学校との情報交換を行うようにしている。

そうした所なども踏まえて、徐々にではあるが、高校1年生における不登校の出現率が、震災以降で増えている中、ここ2年間は減少傾向にあるというのが見られる。

教 育 長

不登校の問題については、本日も朝刊に学校基本調査の結果が掲載されているが、小、中、高ともに大きな課題であると考えている。高校教育課長から対策についての、一例を御説明申し上げたが、特に校種間の接続の部分での情報共有が大事であると考えており、小から中、中から高、接続の時点での情報の共有と、一人一人の子ども状態に応じた次の学校での対応、それが出来るような体制づくりをさらに進めてまいりたいと考えている。

遠 藤 委 員

C→Cで横に矢印が書いてあって「変化なし」とあるが、B→B、A→Aとはまた異なり、C→Cというのは意味が違うのだろうと思う。

指標の取り方で、例えば、小学6年生の朝食欠食をする児童の割合を見ると、3.7%が3.2%になり、減少しているということで、項目によっては伸びが評価しにくい項目があるのではないかと思う。朝食欠食については、ゼロになるのはなかなか難しいと思うので、指標の取り方については、4、5年に一度の見直す時期に、どのような指標が良いのかを考えていったら良いと思う。

また、待機児童の項目について、保育所入所待機児童数がC→Cとなっているが、これは教育委員会だけでは済まない指標となっている。教育からの視点が必要であると思うが、放課後児童クラブや児童デイサービスの拡充というのも、今年度から新たに始まっているので、そうした福祉からの指標なども合わせて、子育て関係の支援という視点があっても良いと思う。

評価自体についての意見ではないが、障害のある子どもの自立と社会参加の支援という点では、指標のある項目と指標のない項目がある。相談に関しては指標がないが、非常に重要であるため、恐らくかなり拡充されているのではないかと思う。

冊子の40ページには、交流及び共同学習の割合、特別支援学校からの支援活動の実施回数、特別支援教育研修の受講者数など分かりやすい数値は出ているが、特別支援教育の推進の観点では、ほんの一部分でしかない。取組2の相談をどのように進めるか、普段力を入れて行っている取組についても指標がないが、恐らくかなり進んでいるのではないかとも思う。

取組の進み具合が本質的なところで見えるような、指標づくりを次期改訂に併せて考えていただけたら良いと思う。

教育企画室長

御指摘のあった各種指標のばらつきについて、それぞれの指標をもとに担当課で全国状況や、本県の状況を踏まえてそれぞれ設定をしているところである。

私達が行っている朝食の欠食の部分については、全国平均4.0%に対し、本県は3.2%ということで、全国平均よりは上回っているが、自らが掲げた目標値は更に高く、全国平均よりも2%下回るという高い目標を掲げているので、低い評価となってしまう

ものの中にはある。こうした部分は、できるだけ水準を合わせつつ、現実的で高めな目標を掲げてまいりたいと考えている。

冊子報告書の40ページと42ページの目標指標の有無の違いについて、40ページの「取組1」の表題に【重点的取組5】と記載しているが、取り組みによって、より重視しなければならないものを定めている。それについては、個々に目標指標を複数用意して達成状況を確認している状況であるが、それに該当しない取り組みについては、その部分を省略としている。しかし、その取り組みの中でも成果が上がっているものもあるので、評価が上がった時などに、具体的な記述として数値などを入れるようにすれば、見えてくる部分もあると思うので、来年度以降、工夫してまいりたい。

教 育 長

委員から御指摘のとおり、取り組みに対する指標があまりにも目標が高すぎる、あるいは、指標としてなかなか数値化しにくい、そうした項目があるのも事実である。

今回の教育振興基本計画については、初めて策定した基本計画である。指標の設定については、例えばゼロにするのが、教育委員会としてはあるべき姿ではないかということで、高い目標に設定した項目もあり、実際に事業を進めていく中で、そうするといつまでたっても、C→Cということになるので、数値が改善したのがそれでは見えないという事にも繋がる。これについては、今年から2年間かけて、第二期教育振興基本計画の策定作業に入るので、指標の見直しも含めて検討してまいりたいと考えている。

来年度、この指標を大きく変えるということではなく、今年と来年の2年間をかけて、設定する指標で、何をどのように検証するかという点まで、見通した形で第二期教育振興基本計画を策定してまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

第二期基本計画の策定にあたっては、遠藤委員と少し意見が異なるが、ゼロであるべきものは、やはりゼロにするべきである。

例えば、現実的には難しいかも知れないが、朝食欠食児童を極力ゼロにしたいという希望があれば、仮に指標がC→Cであっても、それが現実であればそれで良いと思ふ。どこの部分に改善されているかを求めるのではなく、遅れているので、次の方策を考えようということの目標であると思うので、項目によって指標の見方や考え方は、異なっても良いと思ふ。

私は、欠食児童をゼロにしたいと本当に考えているので、現在の指標が高い目標値ということであれば、そこを目指していくべきである。

また、重要なのは、この教育振興基本計画を何のために作っているかについて、もう一度考えて、第二期の目標を立てていかなければならないと考えている。目標に向けて進めていきたいということ、きちんと自分達の趣旨を貫き通した方が、私は良いのではないかと思うので、項目ごとにきちんと見直していく必要があると思ふし、みんなで意見を言うべきだと思ふ。

もう一点。行政評価委員会の意見に対して、きちんと追求している等、非常に良く機能しているのではないかと思うので、みんなの知恵を合わせて、足りない所は足りないと思ふ、何が足りず何を補充していけば良いのか、どこと連携していけば良いのか、ということを中心に捉えて、本県子ども達にとって、生涯学習のより良い評価に繋がるような基本計画を立てていくという概念を持っていただきたいと思ふ。達成するのが難しいことは分かっているが、そのくらいの気持ちで、向き合うべきところは向き合いたいと考えている。

遠 藤 委 員

例えば、朝食欠食児童をゼロにすること、特別支援教育研修会の受講者を2千人にすることの2つの目標があった時に、よりハードルが高いのはどちらかということである。研修の受講者数を増やす方が取り組みやすいが、朝食欠食児童をゼロにすることは、学校が取り組む課題としては非常に大きい。そのハードルをなくすためには、いろいろな部分で働きかけないと行かない。「食べておいでよ」と言って食べてくる。

というだけの問題ではないのではないかという気がする。5年、10年と続けてもゼロというのは、根本的に難しい状況なのではないかと思う。毎年取り組んでいるにも関わらず、毎年、評価がCということで良いのだろうかと思う。もう少し、努力の成果や歩みが見えるような基準でも良いのではないかという意見である。ゼロにしては駄目だということではない。

佐竹委員 そのとおりである。私は、現実には現実で把握するべきであると思っている。

遠藤委員 目指していくものは、そのとおりである。

佐竹委員 目指すものは目指すもので、出来ないものは出来ないもので、それをみんなで改善していこうという指標になるものであると思う。はじめから出来ない、難しいということで目標値を下げて、CからBに評価が上がっても、結果が変わらなければ、自分としては納得がいかない。ゼロにしようということではなく、ゼロに向けて努力するという過程が重要であると思う。全てが順調に進んでいくわけではないと思うので、きちんと精査する必要もあると思うし、出来ていない所は、出来ていないと認めても良いのではないかと私は思う。

教育長 指標をどう捉えるかということにかかってくると思う。我々としては、毎年評価するので、評価した数字によって達成度を見るということになれば、10年や50年で達成すべき最終的なゴールをここで指標にしてしまうと、毎年それが見えないということになる。そうした部分が遠藤委員からの御指摘であると思うし、一方では、最終目標も明示しなければならないと思うので、そうしたことも含めて、次期振興計画の中で、どのような形で文章化するのか、指標として示すのか、いただいた御意見を踏まえながら議論をしてみたいと考えている。

庄子委員長 「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」について、特に朝食を欠食する児童の割合の指標は、これで良いと思うが、ここに質を求めるということは難しいかも知れないが大切であると思う。

親の教育の中で、各家庭で事情が異なるので難しいと思うが、夫婦で一生懸命、時間を作って心を込めた朝食を作ることが大事である。

最近テレビで、子どもの腸が便で一杯になっているというニュースを耳にした。朝に、排便する時間的な余裕がなく、子どもを保育所や学校に送り出してしまう、学校では恥ずかしくて出来ない、そうした状況になっているということで、子ども達がおじさん化しているという話もある。

子どもを取り巻く環境としては、形式的にはこうした指標で推し量ることとなるが、本当に健康な子ども達を育てていくことが、その後の若い人達を育てていくための基盤となっている。

宮城県が掲げている「学ぶ土台づくり」は、非常に大事なことで、指標はこれで良いかもしれないが、いろいろな場面でそうした部分を伝えていただき、志教育に結びつけていただきたい。

いかに子育てが大事であるかということ、もっと世の中の親が自覚するべきである。自分達の生活が先にあるのではなくて、できる限り、子ども達を中心に一緒に生きていく、そこで子どもから親が学ぶこともたくさんあると思う。

売っているものを買ってきて食べさせる、ということではなく、時にはそれも必要かもしれないが、できる限り、母親あるいは父親が作った料理を食べさせるという努力が、親にとっても子どものハートにとっても、非常に大事であるということ伝えていただくよう、御指導いただきたい。

指標はこれで良いと思うが、中身こそが大事であるということ、決して忘れないでいただきたい。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 10 課長等報告

### (1) 平成27年度学校基本調査速報の概要について

(説明者：総務課長)

平成27年度学校基本調査速報の概要について、御報告申し上げます。

資料は1ページから9ページである。

この調査は、国公立・私立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、統計法に基づき、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、前年度期間中の動きと、本年5月1日の児童生徒等の状況をまとめたものである。

資料3ページを御覧願いたい。

「1 学校(園)数、学級数、在学者数及び教員数」の「表1」であるが、平成27年度の本県の学校数は、前年度に比べ、小学校は5校減少し、404校、中学校は2校減少し213校となった。

次に、学級数については、前年度に比べ、小学校で49学級、中学校で9学級、特別支援学校で13学級減少している。

在学者数は、前年度に比べ、小学校で1,270人、中学校で717人、高校で217人減少しており、いずれも昭和23年の調査開始以来、最低の人数となっている。

教員数は、前年度に比べ、小学校で29人減少し7,928人、中学校で24人増加し4,954人、高等学校で22人増加し4,595人、特別支援学校で1人増加し1,533人となっている。

「図1-1及び図1-2」については、1学級あたりの児童生徒数の推移について、平成16年度からの推移を表したものである。

資料4ページには、過去1年間の新設・廃止校の状況を記載している。

資料5ページを御覧願いたい。

「図2」は、在学者数の推移について、昭和24年度から表したものである。

資料6ページをご覧願いたい。

「3 長期欠席者数」の「表2-1及び表2-2」であるが、平成26年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、前年度に比べ、小学校では15人減少し1,090人、中学校では79人増加し2,628人となっている。

全児童生徒数に占める不登校者数の割合は、小学校では0.41%と前年度から微増、中学校でも3.37%と前年度より増加している。

「図3-1及び図3-2」については、理由別長期欠席者数の推移について表したものである。

前年度に比べた長期欠席者数は、小学校で減少、中学校で増加している。理由別内訳の構成比を見ると、小学校では、不登校が46.0%で最も多く、次いで病気が42.3%となっており、中学校では、不登校が83.3%と最も多くなっている。

なお、「不登校児童生徒の現状について」については、後ほど義務教育課長から別途御説明申し上げます。

資料7ページを御覧願いたい。

「4 卒業後の状況」について、中学校の卒業者の状況として、「図4-1及び図4-2」であるが、進学率は99.2%で、前年度より0.2ポイント増加している。また、就職率は前年度と同率の0.2%である。

続いて、高等学校の卒業者の状況について、「図5-1」のとおり、進学率は48.8%で前年度より0.5ポイント上昇しているが、全国平均に比べ5.7ポイント下回っている。また、「図5-2」の就職率は23.9%で、前年度より0.1ポイント減少しており、全国平均に比べ6.1ポイント上回っている。

引き続き、義務教育課長から「不登校児童生徒の現状について」、御説明申し上げます。

(説明者：義務教育課長)

引き続き、本県の不登校児童生徒の現状について御説明申し上げます。

資料は8ページから9ページである。

はじめに、「1 平成26年度における本県小・中学校の不登校の現状」であるが、本県の不登校児童生徒

数については、小学校が501人、中学校が2,190人になっており、前年度と比べ、小学校が11人の増加、中学校も120人の増加となる。

不登校児童生徒の在籍者に占める割合（出現率）で見ると、平成26年度は小学校が0.41%、中学校が3.37%となっており、前年度より、小学校が0.01ポイント、中学校も0.20ポイント増加している。特に中学校においては、依然、高い状況が続いている。

不登校児童生徒数の推移を見ると、小学校においては、震災前の平成22年度から増加傾向にある。

一方、中学校では、平成20年度から23年度までは減少傾向にあったものの、24年度から増加に転じている。

不登校の要因については、今後も詳細な分析を必要とするが、従前まで不登校で長期欠席した児童生徒に加え、震災の影響による様々な環境や状況の変化も要因の一つに挙げられると考えている。

「2 平成26年度の不登校対策」について説明申し上げる。

県教育委員会においては、阪神・淡路大震災における、震災3年経過後に配慮を要する児童生徒数が最大値になるという前例や、本県中学生の不登校出現率が高いことを踏まえ、対策を講じてきた。

スクールカウンセラーについては、前年度の約1.2倍に増やし、204人を配置した。また、不登校児童生徒が小学校から中学校への接続期に急増する傾向が強いことから、中学校での不登校生徒の増加を未然防止するために、小学校の配置日数を前年度比で約70日増やし、4,418日へと拡充した。

スクールソーシャルワーカーについては、要望のあった全19市町へ、前年度より多いのべ33人を配置し拡充した。

さらに、震災に係る教員加配についても、全ての市町村の要望を踏まえ、前年度より12人増の228人を沿岸部の学校に重点配置してきた。

また、不登校児童生徒の出現率が依然として高いことから、不登校対策を講じる際の基礎資料を得るために、本県独自に平成25年度から始めた「不登校児童生徒の追跡調査」を、平成26年度も実施した。

調査により、不登校児童生徒が中学校1年時に急増していること、小学生が不登校となる要因には、家庭生活の影響が強いこと等が明らかになった。また、不登校児童生徒が少ない学校においては、児童生徒が活躍する場を設定したり、一人一人に積極的に声を掛けたりしていること、分かる授業を心掛けていること、問題行動等にチームで対応していることなどの特徴も明らかになった。

その結果等も踏まえ、大学や市町村教育委員会、県PTA連合会、県臨床心理士会や精神保健福祉士会、教育機関等の関係者13人を委員とする「不登校対策推進協議会」を平成27年2月に立ち上げ、実効性のある施策の在り方について協議した。

その協議内容を踏まえ、小・中学校の接続期に焦点を当てた対策を、リーフレットにまとめて年度末に県内全ての学校へ配布した。

しかし、この取組についてはまだ始めたところであり、学校現場においては十分な実践に至っていないのも実態であることから、教師に取組の徹底を図っていくことが大切であると考えている。

次に「3 県教委の取組」について、今回の結果を踏まえ、各市町村における不登校児童生徒の状況について更に分析を進め、その結果を市町村教育委員会と共有するとともに、これまで以上に関係部局や保健福祉機関等と連携して、主に、次の3つの対策を講じてまいりたいと考えている。

1点目は、「不登校追跡調査」を継続実施し、更に、基礎資料の収集に努めてまいる。そして、それらを基に「不登校対策推進協議会」において、一層、実効性のある施策を検討してまいる。また、特に不登校児童生徒の多い市町村教育委員会と緊密な連携のもとに、不登校の初期対応や別室登校の学習支援のため、引き続き、不登校児童生徒の多い学校に生徒指導支援員や訪問指導員等を配置・派遣するとともに、スクールカウンセラーの効果的・重点的な配置やスクールソーシャルワーカーの配置の拡充も図ってまいる。

2点目は、不登校追跡調査から明確になった中1不登校の改善に向けた取組については、昨年度末から新たに開始したところであり、例えば、小・中学校間の情報の申し送り、欠席日数に応じた早期対応等に加え、学校における組織的な対応等、全ての学級や学校においてこうした取組が徹底されるよう、各市町村教育委員会と連携し、働き掛けてまいる。

3点目は、学級や学校が児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となるよう、全ての教員に対して「ど

の子供にも積極的に声掛けをする」、「子供を褒めること、認めること」等の「学力向上に向けた5つの提言」の実践による授業改善を促し、魅力的な学校づくりの取組の推進によって未然防止に努めてまいらる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

不登校児童生徒の現状について、「3 県教委の取組」は非常に大事であると思う。

中1不登校の改善に向けた取組の中で、小中学校からの情報の申し送りというのがあるが、これは事前に情報を得ることで、対応も早くなるとの趣旨であると思うが、現状はどうなっているのか。いわゆる個人情報の問題などいろいろあると思うので、必ずしも、こうした情報の申し送りが、十分ではないのではないかと私は思う。こうした申し送りが、現在は全くないところからスタートするのか、あるいは、現在でも少しはあるが、もっと情報を多くしてパイプを太くしていこうとしているのか。御説明願いたい。

義 務 教 育 課 長

これまでも小学校から中学校への申し送りというのはきちんと行われてきた。しかし、不登校については、さらに細かな情報も必要である。スクールカウンセラーにそうした情報を与えて、きちんとした見立てをしていただき、対策等を学校にも親にも伝えていただいて、多面的に支援していくことが大事であると考えている。

県教委としては、「小中申し送り個票」のモデルを示して、学校の実態に応じて個票を使って、きちんと引き継ぐようお願いしているところである。委員御指摘のとおり、太いパイプにしていくということである。

遠 藤 委 員

先日、岩手県矢巾町の中学生の自死が報じられたが、生活ノートを毎日先生と交わしていたにも関わらず、気づかなかった。先生が一人で解決しようと考えていたようである。先生達は、いろいろな手段で子ども達の心の動きというのを掴もうとしている。その時に、多忙だから見るのを忘れてしまった、あるいは丸だけ付けて返すなど、そうしたことが無いように、ぜひ先生達の力、“多忙だから”を理由にしないで、子どもをきめ細かく見る基本的な心構えというのを、先生達には身につけて欲しいと思う。

義 務 教 育 課 長

不登校に関しては、年度末にリーフレットを作成して、チームで取り組む事が必要であるとモデルを示している。

例えば、欠席1日目には、必ず家庭に連絡して所在を確認し状況を確認する。そして3日目には家庭訪問を行い、校内にチームを立ち上げて対策を講じていく。決して、担任1人で対応するのではなく、学校の組織として機能するよう、モデルを示しているところである。これはいじめ防止にも繋がるものと考えている。

奈 須 野 委 員

ただいまの説明で、1日目には電話をかけて3日目に家庭訪問をするということであるが、保護者、家庭と徹底的に情報共有しながら、もっと緊密に連絡を取り合い、家庭の情報も共有した上で、学校も一緒に組織的に考えていかなければならないと思う。

きっかけが軽くて不登校となった場合には、学校が家庭と一緒に取り組むことで、再登校率が上がるなど、そういう可能性を高くするためには、学校だけの対応では難しいのではないと思う。次の取り組みとして、家庭を前面に出して、組織の中に入れながら取り組んでいって欲しいと思う。

教 育 長

不登校によって連絡を取ったり、家庭訪問を行うということは、本人よりもむしろ家庭と確実に連絡を取るとのことである。

県教委からこのようなモデルを示されているから、仕方がなくてやるという意識ではなく、子どものことを第一に考え、まず自分達がやらなければならないという気持ちが最初になれば、教育委員会から何度言ってもうまく機能しない。そうした意識を各学校が当事者として持ち、不登校にもいじめも同様に、組織として対応していくことが必要である。

誰が担任になっても、当たり外れがないようにしたいと考えている。それをなくすためには、全員が同じ目線で子どもに当たり、授業への向かい方や、休んだ子どもへの対

応など、最低でも行うことができるよう、全体に声がけをしているという状況である。

教育委員会から言われたから仕方なくやる、忙しいのになというように捉え方をされるのが、我々としては、最も趣旨から離れるところなので、学校現場で子どもの事を考えて、自分たちが出来ることをきちんとやっつけていこうという、具体的なツールとして、どこの学校でも授業ではこうしている、欠席に対しては、こう対処している、いじめに対しては、アンケートを取って具体的に学校が組織として当たるなど、そうしたことをどこの学校でも行うことができるよう、全力で行ってまいりたいと考えている。

佐竹委員 「3 県教委の取組」の中の、スクールカウンセラーの重点配置やスクールソーシャルワーカーの配置拡充について、実際のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの具体的な動きというのは、不登校児童に対して、どういう働きをしているのか。不登校児童を防ぐために、学校でそうした危険性のある人達の相談に乗っているなど、どこまでどういう動きをしているのか、詳しく教えていただきたい。

義務教育課長 スクールカウンセラーは、原則は来所相談ということで、学校に来た子ども、保護者の相談に乗って、心の問題を解決していくというのが主な仕事である。

スクールソーシャルワーカーは、市町村に配置しており、カウンセリングはもちろん、福祉関係機関等と連携して、子どもの生活環境改善に働きかける役割をしている。

佐竹委員 不登校となった子ども達は、小中合わせると2000人を超えている。この子ども達に対する心のケアとしては、スクールソーシャルワーカーが対応するのか。

教育長 2000人を超える不登校児童生徒がいるが、全ての児童生徒に対して、カウンセラーやソーシャルワーカーが必要ということではない。

学校ごとに、担任あるいは学校が組織的に対応することで、うまくいっているケースもあるだろうし、カウンセラーが対応しているケースもある。家庭に直接介入しなければならないという事例は、ソーシャルワーカーが対応していると思う。

こちらで一律に決めるのではなく、学校の実情を踏まえて、教員以外の教育支援、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用できる体制を整えているので、こういう使い方しかできないとはしていない。学校の実情に応じて、地教委が学校と相談しながら、スクールソーシャルワーカーを使えるような仕組みで、現在は行っているところである。

## (2) 平成27年度「みやぎ小学生いじめ問題を考えるフォーラム」の開催について

(説明者：義務教育課長)

平成27年度「みやぎ小学生いじめ問題を考えるフォーラム」の開催について、御説明申し上げます。

資料は10ページから11ページである。

これらの取組は、児童生徒がいじめ問題の未然防止や根絶について主体的に意見交換し防止策を提案したり、いじめ根絶を訴える映像作品を自ら制作したりすることを通じて、いじめを許さないという意識を学校はもとより広く一般にも醸成していくことを目的に実施するものである。

資料10ページを御覧願いたい。

このフォーラムは、来週8月10日(月)に、仙台市を除く34市町村の公立小学校から140人の児童が集まり、県庁行政庁舎2階講堂で開催する。

当日は、参加者に向けた知事のメッセージをビデオで映し出すほか、庄子教育委員長には、「いじめのないみやぎをつくろう ～宮城県教育委員会からあなたへ～」という教育委員会からのメッセージを、直接、読み上げていただく。

それらのメッセージについては、後日、県内のすべての小学校へ配布し、小学生のみならず、すべての保護者にも配布することとしている。

また、フォーラムでは、小学生がグループに分かれて、20名を超える大学生ファシリテーターの進行により、いじめ未然防止の取組の発表や、いじめを生まない学校づくりのアイデアを考え合い、それをポス

ターにまとめて発表する予定にしている。

そして、閉会行事では、本県出身者であり、小学生にも大変人気がある「AKB48の岩田華怜さん」とフィギュアスケート選手でありソチオリンピック金メダリスト「羽生結弦さん」からの、いじめ根絶に向け取り組む小学生を力強く応援する、ビデオメッセージを映し出す予定である。

この二人のメッセージについても、県内のすべての小学校へ送ることになっている。

資料1 1ページを御覧願いたい。

「みやぎ小・中学生いじめゼロCMコンクール」については、学校で制作した、いじめ根絶を訴える15秒または30秒のビデオ作品を募集したもので、県内の小・中学校から計12作品の応募があった。

いずれの作品も、“いじめをなくしたい”という、子供たちの真剣な気持ちのこもった作品であった。

それらの作品から、最優秀賞1点、優秀賞2点の作品を選定し、フォーラムでの表彰を行うとともに、優良賞の3作品も加えた入賞作品6作品を上映することとしている。

なお、応募された12作品については、DVDに収録し、県内すべての小・中学校へ配付するとともに、「宮城インターネット広報資料室チャンネル」に掲載し、ユーチューブでも視聴できるようにする。

また、最優秀賞の作品については、9月2日（水）午後6時からコボスタジアム宮城で行われる「プロ野球楽天戦」において、オーロラビジョンでも球場で放映される予定となっている。

県教育委員会では、これらの取組を通じて、県内すべての児童生徒に「いじめのない、みんなが楽しくて、みんなが仲良しの学校にしたい」という心を、さらに膨らませてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

佐 竹 委 員 員 いじめ未然防止の取組についての研修会は、教員対象となっているが、これは同日に生徒と先生とに分かれて行うのか。

義 務 教 育 課 長 そのとおりである。引率する教員は、児童の活動も見ながら少し時間をずらして、「いじめのサインの見抜き方～未然防止のために～」というタイトルで、山形大学の加納准教授から講演いただき研修を深めることとしている。

その間、児童を対象として、ワークショップを行い、校内からいじめをなくすためには、どういうことが必要かという話し合いをすることとしている。

### （3）みやぎ単元問題ライブラリー「算数チャレンジ大会2015」の開催について

（説明者：義務教育課長）

みやぎ単元問題ライブラリー「算数チャレンジ大会2015」の開催について、御説明申し上げます。

資料は、12ページから13ページである。

資料1 2ページを御覧願いたい。

本大会は、県内の児童を対象に、算数の様々な問題に挑戦させることにより、算数を学ぶことの楽しさや有用感を実感させ、学習に対する関心・意欲を高めるとともに、数学的な思考力・表現力の向上を図ることを目的として、今年度、初めて開催するものである。

参加資格等は、仙台市を除く県内の市町村立小学校の児童を対象とし、同一小学校の3人1組のチームでの参加となる。

予選は、来週8月11日（火）に県内8会場で行われ、190チーム、570人の参加が見込まれている。

予選競技では、同一の問題にそれぞれが取り組み、チーム3人の合計点で順位を決定する。

本選は、予選を勝ち抜いた25チーム（75人）で行われ、9月19日（土）に県庁2階講堂で開催する予定である。本選競技では、チームに問題を与え、一人一人が数問ずつ分担して解いたり、3人で協力しながら1問ずつ解いたりするなど、チームごとの工夫も必要となってくる。

資料1 3ページを御覧願いたい。

本選出場の児童全員には、参加記念キーホルダーを贈呈し、上位3チームの児童には、メダルを贈呈する予定としている。

なお、予選に出場した児童全員にもチームの得点を記載した「出場認定証」を贈呈する予定としている。

県教育委員会としては、この大会を通じて、算数の学力向上にもつなげてまいりたいと考えている。  
本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

奈須野 委 員

予選では3人の各個人の合計点で競う。本選は3人1組で同じ問題を解くとなっており、予選と本選の決定方法が異なるが、なぜそのようにしたのか伺いたい。

義務教育課長

予選については、なるべく多くの子どもに参加して欲しいというねらいがある。学校代表として仲間と協力して学習することが大切であり、3人で算数を勉強して試験をして、3人の合計点で予選を勝ち抜いてもらうこととした。

本選では少し難しい問題を出題する。3人で力を合わせないと、なかなか解けないような問題を用意して、そこで競技をするというような仕組みとしている。

## 1 1 資料 (配付のみ)

### (1) 教育庁関連情報一覧について

( 質 疑 )

相馬 副 参 事

配付した教育庁関連情報一覧の内容について、御説明させていただく。

配付資料(1)の1ページ、2番目を御覧願いたい。

迫桜高校の生徒についての記事であるが、県の栗原保健所が開催した健康教育研修を受講した生徒達が主体となり、仲間からの健康訓として寸劇やピアワークを通じて、自分達が学んだ知識を、仲間や後輩に伝える活動を実施したというものである。

続いて、5ページの10番目を御覧願いたい。

松島高等学校観光科の校外実習について、県内初の観光科として、昨年開校した松島高等学校観光科の2年生が、県内のホテル・旅館の協力のもとで、校外実習を行ったという内容である。鳴子、南三陸、作並等、県内22のホテル、旅館の御協力のもと、この業界をあげて生徒達の学習に協力をいただき、実習が行われたという内容である。

最後6ページの12番を御覧願いたい。

昨年、発行した防災教育副読本「未来への絆」について、昨年3月には小学校3・4年生用、今年3月には小学校1・2年生用と5・6年生用の3冊を発行したところであるが、8月3日にキッズデザイン協議会より、復興支援デザイン部門奨励賞として、東京で表彰を受けたという情報である。

これについては県教育委員会のホームページ「『志』ほっとニュース」にも掲載しており、見ることができる。今後ともほっとな話題を提供してまいりたいと思う。

## 1 2 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成27年9月7日(月)午後1時30分から開会する。

## 1 3 閉 会 午後4時55分

平成27年9月7日

署名委員

署名委員